平成30年7月豪雨による法人府民税、事業税及び地方法人特別税の申告期限等の延長について

この度の平成30年7月豪雨により、被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

大阪府では、平成30年7月5日以降に申告期限等が到来する場合の法人府民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告等について、以下のとおり期限延長の制度があります。

1．岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域（※）に主たる事務所等がある法人の皆様

災害等による期限の延長により、申告、申請及び納付等に関する期限が自動的に延長されます。申請などの手続きは不要です。

※岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域

都道府県名	指　定　地　域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、 安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

2．１以外の地域に主たる事業所等がある法人の皆様

【法人府民税】

法人税の申告期限に一致するため、税務署で延長申請が承認された場合は延長されます。

【法人事業税・地方法人特別税】

次のどちらかの延長申請ができます。延長については、法人税の取扱に準じて取り扱いますので、税務署へ提出した申請書の控の写しを添付してください。

（１）大阪府税条例第11条による期限延長

申請様式　：　大阪府税規則第17号　書類提出期限延長･納期限延長申請書
提 出 先　：　所管の府税事務所
提出期限　：　延長申請理由がやんだ後10日以内
適用範囲　：　申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く）、納付、納入

（注）大阪府以外に事務所等を有する場合は、各都道府県の条例によりそれぞれ申請が必要となります。

（２）地方税法第72条の25または第72条の28による期限延長

申請様式　：　第13号様式　災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書
提 出 先　：　主たる事務所等が所在する都道府県
提出期限　：　事業年度終了の日から45日以内
適用範囲　：　確定申告

（注）大阪府以外に主たる事務所等を有する法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、大阪府への申請は不要です。

詳しい取扱いについては、所管の府税事務所へお問い合わせください。